

警戒レベル4

令和3年5月20日から水害時で

避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

水害時の避難情報の在り方について、政府は今年の通常国会で災害対策基本法を改正しました。その内容は住民が取るべき行動を5段階で示す警戒レベルで、最も警戒度の高い「5」は、名称を「災害発生情報」から「緊急安全確保」に改め、市町村がもはや避難所への移動が危険と判断した段階で発令します。

2番目に高い「4」に当たる避難情報のうち「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化にしました。市町村がこの情報を出した時点で、危険な場所から住民全員が避難するよう求めています。

「3」は「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に変更しました。高齢者や障害者、避難経路が通行止めになる恐れがある人、急速に水位が上がりやすい中小規模河川の近くに住む人が逃げ始める段階を想定しています。

警戒レベルについて



逃げ遅れた場合は、危険の少ない安全な建物へ避難する

災害対策基本法の改正により、令和3年5月20日から「水害時」の避難情報が下記のように変更されました。警戒レベル3～5までは、市町村が危険な地区に発令する避難情報です。

【防災気象・避難情報と警戒レベルとの対応】

警戒レベル	住民が取るべき行動	新たな避難情報等	これまでの避難情報等	気象庁等の情報 (相当する警戒レベル)	
1	災害への心構えを高める	—	—	早期注意情報 (無報級の可能性)	—
2	自らの避難行動を確認	—	—	・大雨・洪水注意報 (・氾濫注意情報)	レベル2 (2相当)
3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始	・大雨・洪水警報 ・氾濫警戒情報	レベル3 相当
4	危険な場所から全員避難	避難指示	・避難指示(緊急) ・避難勧告	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報	レベル4 相当
— << 警戒レベル4までに避難! >> —					
5	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保	災害発生情報 (発生を確認した時に発令)	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報	レベル5 相当

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら「自主的に避難」するタイミングです。

なお、危険を感じて避難される場合は、四日市市危機管理室(TEL059-354-8119)にお問い合わせください。地区市民センター等を案内していただけます。

資料 内閣府・気象庁PHから作成

「防災だより NO. 8」

発行日：令和3年6月

発行者：大矢知地区自主防災協議会

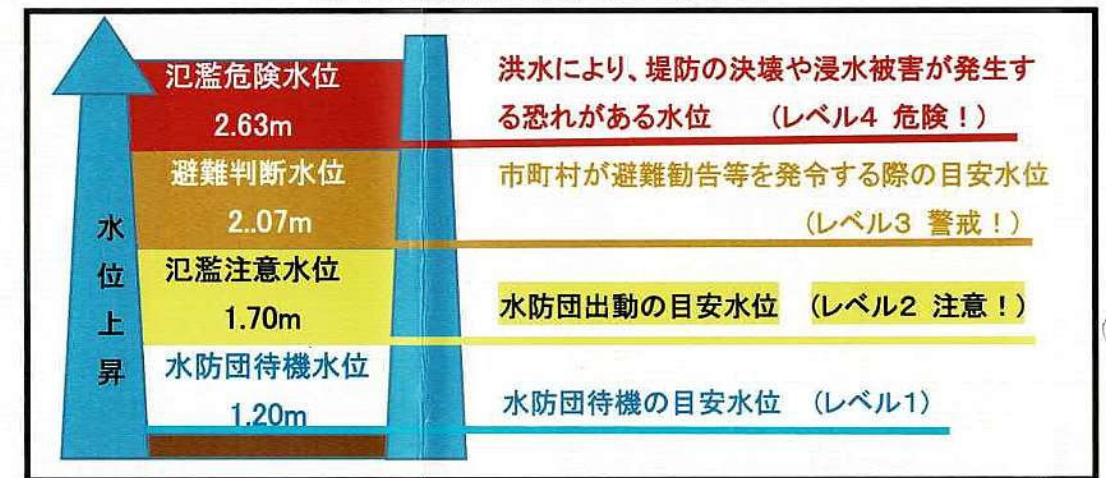
その他

- 警戒レベル3以上の気象情報には必ず警戒レベルが同時に伝えられます。それに対応して、四日市市では危険地区に対して避難情報(高齢者等避難、避難指示)を発令するとともに、指定避難所の開設を行います。
- 朝明川氾濫警戒情報は、松寺水位観測所(朝明川下流:三重県)の「水位」に基づいて発令されます。

【松寺観測所氾濫警戒水位図】



(松寺水位観測所)



三重県・国交省東北地方整備局「新庄内川事務所」PHから引用

避難とは?

避難って何をすればいいの?

小中学校や公民館等に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立ち退き避難

安全な親戚・知人宅への立ち退き避難

自ら携帯するもの
非常用食糧、マスク、消毒液、
体温計、スリッパ等

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。
※ハザードマップで安全かどうかを確認する。

安全なホテル・旅館への立ち退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。
※ハザードマップで安全かどうかを確認する。

室内安全確保

・家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
・浸水深より居室は高い
・水・食糧などの備えが十分ある
※ハザードマップで安全かどうかを確認する。

普段からどう行動するか決めて置きましょう

資料 内閣府PHから作成

熊本震災から5年 「備えは大丈夫ですか？」

2016年(平成28年)4月14日21時26分に熊本県熊本地方を震源とするM6.5の地震が発生。益城町で震度7の強い揺れを観測。その2日後の4月16日1時25分頃同地方に震源とするM7.3の地震が連続して発生し、益城町では観測史上初めて震度7の揺れを2度観測しました。

この災害による人的被害は、死者・行方不明者273名、負傷者2,809名、家屋被害は、全壊8,667棟、半壊34,719棟という大きな被害をもたらした。2度の地震発生により、多くの住民の方が避難所へ避難されました。

「令和2年度版防災白書から引用」



「熊本地方の被害状況」



「多くの避難者」

今も400人余りが避難生活

熊本県によりますと、一連の熊本地震では県内16自治体で4,303戸の仮設住宅が整備されましたが、発生から5年となり解体が進んでいます。

仮設住宅などで暮らしていた5万近くの方が避難生活を余儀なくされていましたが、これまでに99%の方が自宅を再建したり、災害公営住宅に入居したりと住まいを確保しましたが、今も400人余りの人が避難生活を余儀なくされています。

「NHKニュース HPから引用」



3密回避で避難所3倍のスペース必要

南海トラフ地震が発生した場合は、これと同じような状況となりますので、備えが必要です。

5年前の熊本地震では、多くの被災者が指定避難所で避難生活を送っていました。コロナ対応で3密を回避するためには、現在の3倍の避難所が必要となりますが自治体の避難所確保は難しい状況ではないかと思えます。避難先として、自宅避難生活も一つの選択枠として考えてください。

特に、高齢者、障害者、妊婦などの方の避難場所としてホテルなどを確保している自治体もあります。

熊本
地震



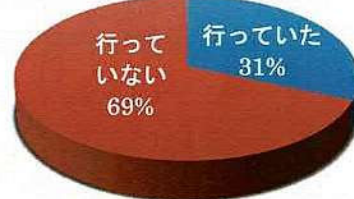
3倍のスペース
必要

コロナ
対応



耐震補強を行っていない建物に被害が集中

熊本地震前に建物の耐震補強化状況



平成28年熊本市の調査によると、熊本地震では耐震補強が行っていなかった建物に大きな被害をもたらしました。

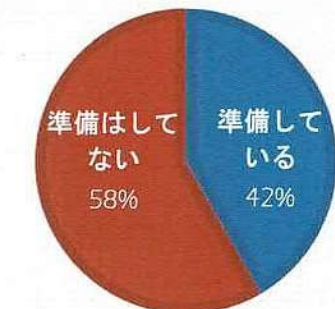
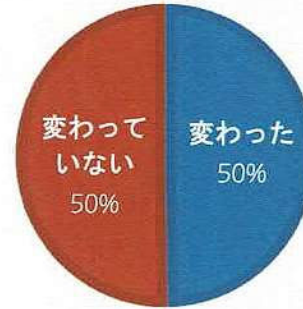
昭和56年以前に建てた木造住宅は、旧耐震基準により建てられているので、耐震性が低い可能性がありますので、耐震診断を受け耐震補強しましょう。

災害への備えに関するアンケート調査結果

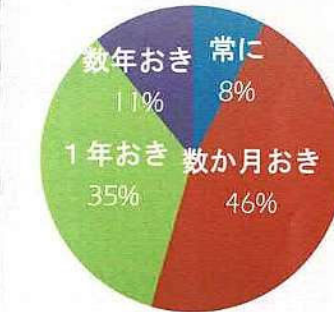
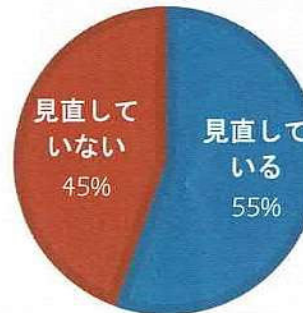


損害保険ジャパン(株)は、2020年11月に全国の30歳以上の男女1,320名を対象にアンケート調査を実施した結果は、約4割の家庭で自然災害に対する備えなしでした。主な回答は下記のとおりです。

質問 新型コロナ禍で避難方法に対する意識が変わりましたか? 質問 在宅避難への備えを行っていますか?

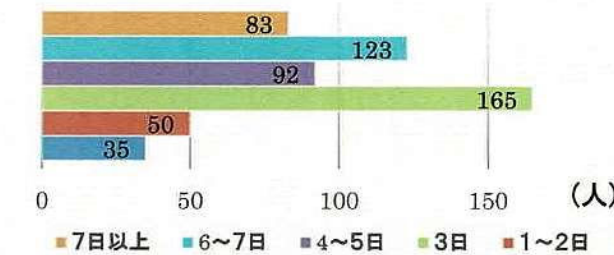


質問 備蓄等は定期的に見直しを行っていますか? 質問 どの程度の頻度で備蓄品の見直しをしていますか?

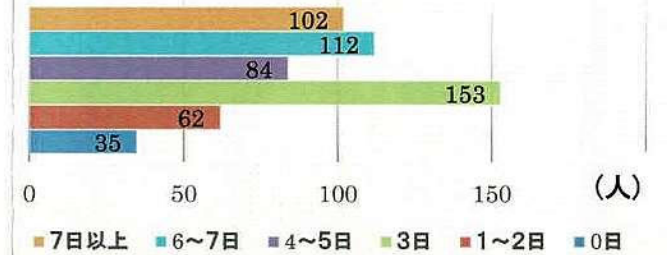


約9割の方が、備蓄品を1年以内の頻度で見直している。

質問 非常食を何日分用意していますか?



質問 水を何日分用意していますか?



我が家の備蓄は大丈夫?

避難準備を行っている方は、非常食・水ともに3日分を備蓄している方が多い結果となった。

最も大事な水を備蓄しよう! 《水はペットボトルでの備蓄が便利!》

まずは水の確保が重要です。飲料、歯磨きなど最低限の生活用として、1人1日当たり、3ℓの水の備蓄を目安とする。自宅避難に備えて、7日間分、21ℓを目安にして家族分を備蓄しておく。

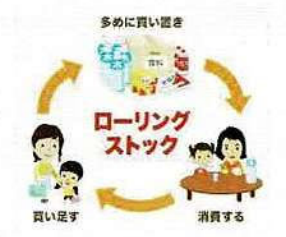
インフラが寸断された場合、行政支援が届くまでにおよそ7日間必要と言われています。

日常備蓄のコツ

日頃から使えるものを少し多めにそろえ、使った分だけ買い足していく「日常備蓄(ローリングストック)」という方法なら、手軽に始められます。

備蓄用非常食5原則

- ① 消化のいいもの
 - ② 栄養バランスがいいもの
 - ③ 家族が好きなもの
 - ④ かさばらないもの
 - ⑤ 保存期間が長めのもの
- ※例えば、レトルト食品(お粥、ごはん、カレーなど)、栄養補助食品、カップ麺、缶詰など



「NHKテキスト 現場に学ぶ防災術から引用」

こんな場所が区域指定対象になります

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域です。

土石流

土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

地すべり

イ 地すべり区域

ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを越える場合は250m）の範囲内の区域

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

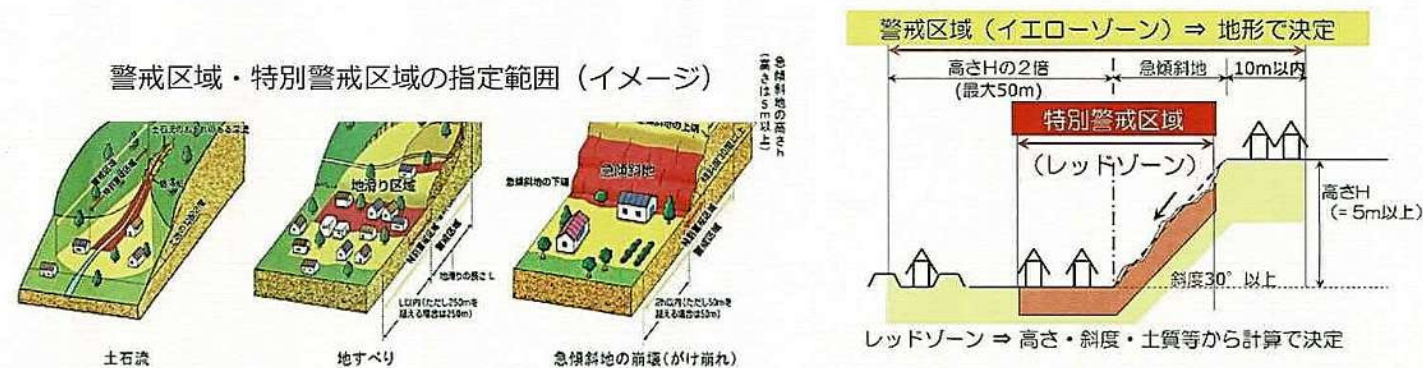
イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。



「資料：東京都建設局 PH から引用」

土砂災害警戒区域等の指定

三重県は、土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査し、三重県知事は、この基礎調査に基づいて「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を指定します。大矢知地区では、大矢知町（齊宮、東谷、青木谷、古家、西陣屋、大矢知新町の一部）と垂坂町の一部が指定されています。（前頁の「大矢知地区 家屋倒壊等氾濫想定区域・土砂災害警戒区域図」参照）

なお、対象となる自然現象は、大矢知町「急傾斜地の崩壊」と「土石流」です。

「資料：PH 三重県土砂災害情報提供システムから作成」

水害は事前の備えが重要

梅雨前線や秋雨前線が停滞することで、しばしば大雨が降り、冠水や河川氾濫することもあります。最新の気象情報などをチェックし、災害から身を守ることが大切です。

ハザードマップなどを確認し、危険性が高い場所を事前にチェックしておく。

最新の気象情報に注意する

台風や大雨の時は、気象情報（注意報、警報、特別警報）をこまめにチェックし、状況に応じて浸水などの具体的な状況を見極め、避難の必要がある場合は速やかに行動する。

特に注意が必要な場所

○低地帯

大雨が降ると、低地帯では冠水する恐れがあるので注意が必要です。

○河川

氾濫の危険性がありますので、川に近寄らないこと。

○崖地周辺

- ・崖地周辺では、土砂災害に注意が必要です。
- ・土砂災害の前兆が見られたら、直ちに避難する。

水害から身を守るために

○公共機関の情報を聞く

- ・気象庁や自治体ではテレビなどで災害情報を発信しますので、情報を聞く。
- ・区市町村から防災行政無線で避難指示が発表されたら、安全な場所に避難する。

○浸水危険個所を知る

浸水が想定される区域や浸水した場合に想定される水深等を確認しておく。

○雨水排水溝の点検・清掃を心がける

外にある雨水の排水溝は、いったん詰まると雨水が流れず、浸水の危険性が高くなるので、定期的に点検・清掃を心がける。

土砂から身を守るために

○土砂危険個所を知る

土砂災害危険個所をハザードマップで事前に確認する。

○避難場所を確認しておく

- ・指定避難場所や連絡方法を家族で決めておく。
- ・避難経路も確認しておく。



「H29.8.台風5号に伴う大雨」



「資料：「東京防災」東京都から作成」